

質問書兼申入書

2019年2月14日

株式会社M e e d a s
代表取締役 菅井 直樹 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

H P : <http://okayama-con.net/>

1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のホームページをご参照ください）。

この度、貴社が運営するウェブサイト¹において取り扱っている商品（アルバニア ホワイトニングクリーム、以下「本件商品」といいます。）に際し、消費者契約法（以下、単に「法」といいます。）等に違反するのではないかと考えられる表示等が行われているため、以下のとおりご質問及び申し入れをさせていただいた次第です。

なお、下記4の「申入れ」は、(1)について消費者契約法12条に基づく適格消費者団体としての差止請求として、(2)について景品表示法30条に基づく適格消費者団体としての差止請求であり、下記5の「ご質問」は消費者団体としての任意のご質問です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、貴社のご見解について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

¹ https://b-haku.shop/shopping/lp.php?p=albinia_p&adcd=ffuubjte1oo&fil=%7B%22pr%22%3A%7B%22Z9433f%22%3A%7B%22clk%22%3A%2216cf1322aba96af5e6db602a41d02096%22%2C%22ym%22%3A%22201902%22%7D%7D%7D

2 対象となる貴社の表示について

(1) 返品・交換について

貴社が運営されているウェブサイト²には、返品・交換について、以下のとおり記載されています。

「商品発送後、お客様都合でのキャンセル・返品・交換はお受けできません。
お支払いが完了している場合には返金はできませんのでご了承下さい。
ご連絡なく戻ってきた商品につきましては処分させていただきます。」

商品発送後のキャンセルを強くご希望の場合はキャンセル料【1,080円】が発生しますので予めご了承下さい。」

(2) 販売条件について

また、貴社が運営されているウェブサイトには、本件商品の販売の条件について以下の記載が見受けられます。（脚注1と同一のウェブサイト別紙1参照）

ア 本件商品3本セットの代金について、通常販売価格36,000円（税抜）と記載した上、上記金額欄に×印を重ね、11,400円（税別）と表示

イ 本件商品2本セットの代金について、通常販売価格24,000円（税抜）と記載した上、上記金額欄に×印を重ね、7,600円（税別）と表示

ウ 本件商品の代金説明箇所の下部に、

「※本在庫が終了次第、販売も終了となります。

※ご購入は、おひとり様5本までお願いします。

※以後市販の予定はありません。」と表示

3 問題点について

(1) 返金不可の条項について（上記2.(1)）

貴社の規定によれば、支払が完了している場合には一切返金を認めない条項となっています。

しかし、消費者が代金を入金後、貴社の債務不履行により契約が解除された場合、貴社には既払の代金を消費者に返還する義務が生じます（民法703条）。

ここで、法10条は、

「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害す

² <https://b-haku.shop/returning/index.php>

るものは、無効とする。」

と規定されています。

そして、貴社の債務不履行により契約が解除された場合であっても消費者の民法703条に基づく不当利得返還請求権を行使できないとする規定は、貴社の責に帰すべき事由により契約を解除した消費者が本来請求できる権利を全く行使できることとなり、消費者が被る不利益はきわめて大きく当事者間の衡平を欠く結果をもたらすと言わざるをえません。

したがって、このような場合においても、返金を不可とする趣旨であれば、法10条に違反する可能性があると考えます。

なお、貴社が運営されているウェブサイト³では、「引渡し時期」として、「通常、ご注文後1週間～20日以内でお届けいたします。ただし、在庫状況によっては上記期間を上回る場合もありますので、ご了承願います。」と記載されています。本件のような通信販売においては、商品の販売条件について広告を行うに際し、商品の引き渡し時期を表示しなければなりません（特定商取引に関する法律11条3号）が、この時期については、「期間又は期限をもって表示すること」（同法施行規則9条2号）とされていますとおり、商品の引渡し時期を明確に表示することを定めています。そのため、消費者が本件商品を注文後、長期間にわたり本件商品が発送されない場合、貴社のウェブサイトに但し書きが存在することを理由に貴社の債務不履行（履行遅滞）責任を否定することはできないと考えますので、念のため申し添えます。

(2) 販売条件の記載が不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）に違反する可能性があること（上記2.(2)）

上記のとおり、貴社のウェブページには、本件商品について、通常の販売価格よりも3分の1程度で購入できる上、販売数量が限定されていると記載されています。

さて、景表法は、第5条1項2号において、商品又は役務の価格その他の取引条件について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示を有利誤認表示として規制しています。

上記のとおり、貴社のウェブページには、通常の販売価格よりも3分の1程度で購入できる旨の表示がなされており、かつ、「※本在庫が終了次第、販売も終了となります。」「※以後市販の予定はありません。」との表示もされているのですから、貴社のウェブページにおける上記記載を一般消費者が閲覧した場合、通常は、本件商品について特別に安価な価格で購入できるものと認識すると考えられます。

そのため、貴社が通常販売価格（3本セットで36,000円（税抜）等）で販売した実績がないにもかかわらず、当該表示を行っている場合、一般消費者としては、貴社が通常販売するよりも安価な価格で本件商品を購入することができると誤認する

³ <https://b-haku.shop/order/index.php>

可能性が高いといえますから、有利誤認表示に該当することとなります。

4 申入れ

(1) 上記3.(1)について

入金後に貴社の債務不履行を理由として解除する場合など、入金後に購入者が適法に返金を求める場面も想定されるため、そのような場合には返金を行う旨、規定を修正することを申し入れます。

(2) 上記3.(2)について

貴社ウェブサイトでの本件商品の販売について、

ア 通常販売価格に関する表示を削除すること

イ 「※本在庫が終了次第、販売も終了となります。」「※以後市販の予定はありません。」との表示を削除すること

をそれぞれ申し入れます。

なお、貴社ウェブサイトでの本件商品の販売について、通常販売価格で販売した実績はある場合には、その期間についてご回答ください。

5 ご質問

貴社代表取締役である菅井氏が代表取締役に就任されております株式会社G r o w a s（本店：大阪市淀川区西中島三丁目8番15EPO新大阪ビル1102号、会社法人等番号：1200-01-198777）が運営されていました本件商品の販売サイトにおいても、上記と同様の問題点が見受けられました。

そのため、株式会社G r o w a sにおいて、現在も、貴社と同様の方法で本件商品の販売を継続されているのかどうかについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

以上

お肌の潤いはここから



通常販売価格
~~36,000円(税抜)~~

送料無料

11,400円(税抜)

今すぐお得な
3本セットを申し込む!

お買い得セット

お肌が気になり始めたら

No.1



通常販売価格
~~24,000円(税抜)~~

送料無料

7,600円(税抜)

短期ケアコース

2本セット

単品購入



3,800円(税抜)
※送料別途 ¥864-

単品購入

※本在庫が終了次第、販売も終了となります。
※ご購入は、おひとり様5本まででお願いします。
※以後市販の予定はありません。